

## 木造建築供給支援システム認定技術基準

### 1 趣旨

この基準は、木造建築供給支援システム認定規程（HW-支援 001-2023）（以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、認定の要件に関する技術基準を定めるものである。

### 2 認定の技術基準

表1の（い）欄の項目に応じ（ろ）欄の技術基準を満たしていること。

表1 技術基準

区分（い）	技術基準（ろ）
（1）支援の整備	大工・工務店等を支援する営業、設計、資材調達、施工又は維持管理等が整備されていること。
（2）供給体制の整備	大工・工務店等を支援する供給体制が整備されていること。
（3）支援条件の明示	大工・工務店等を支援するための条件が明示されていること。
（4）品質・性能の向上	支援内容が木造建築の品質及び性能を向上させるものであること。
（5）生産性の向上	支援内容が木造建築の生産性を向上させるものであること。

#### （1）支援の整備

大工・工務店等を支援する整備項目は、表2及び表3を基にシステム化されていること。

表2 生産面の支援項目（参考）

大項目	中項目	小項目
営業関連	○販促ツール （消費者への配布資料等）	・パンフレット、カタログ類の提供
		・参考プラン集の提供
		・参考価格表の提供
		・営業用ビデオの提供
	○業務支援ツール （大工・工務店等での作業支援関連）	・営業マニュアルの提供
		・営業研修会の実施
		・参考価格表の提供
		・企画型住宅の提供
		・プラン検索システムの供給
		・資金計画システムの供給
		・プレゼンボードの提供
		・実務社員の派遣
		・ユーザーセミナーの開催
		・ハウジング情報センター開設
・イベントの企画、開催		
・ショールームの提供		
・営業支援用CADの提供		
設計関連	○支援ツール	・設計マニュアルの提供
		・CADシステムの提供

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BIM活用の支援</li> <li>・ 積算資料の提供</li> <li>・ 設計研修会の実施</li> </ul>
	○設計支援 (個別物件対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意匠設計の支援</li> <li>・ 構造設計の支援</li> <li>・ シックハウス対策の支援</li> <li>・ 図面作成</li> <li>・ 現地調査</li> <li>・ 役所調査</li> <li>・ 確認申請</li> </ul>
	○積算支援 (個別物件対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積書作成の支援</li> <li>・ 資材リストの提供</li> </ul>
現場管理関連	○支援ツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理マニュアルの提供</li> <li>・ 検査マニュアルの提供</li> <li>・ 関連書類、帳票等の提供</li> <li>・ 研修会の実施</li> <li>・ CAMシステムの提案</li> <li>・ BIM活用の提案</li> <li>・ 木拾い書の提供</li> </ul>
	○業務支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注書の作成</li> </ul>
	○その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物流と工程管理指導</li> </ul>
資材関連	○支援ツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレカット構造材の提供</li> <li>・ プレカット羽柄材の提供</li> <li>・ 接合金物の提供</li> <li>・ 壁・床パネルの提供</li> </ul>
施工関連	○支援ツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工マニュアルの提供</li> <li>・ チェックシートの提供</li> <li>・ 研修会の実施</li> <li>・ 現場見学会の実施</li> <li>・ 電気簡易配線システム</li> <li>・ 給排水給湯簡易配管システム</li> </ul>
	○業務支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給システムの施工</li> <li>・ 職人指導</li> <li>・ 現場施工指導</li> </ul>
維管関連	○支援ツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施主への維持管理マニュアル提供</li> <li>・ チェックリストの提供</li> <li>・ 顧客管理システムの提供</li> <li>・ 研修会の実施</li> </ul>
	○業務支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客管理</li> </ul>
その他	○研究開発支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オリジナル部材の開発</li> </ul>
	○広報支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報誌の発行</li> <li>・ 施主への広報活動</li> <li>・ 相談室の設置</li> <li>・ プレカット工場のオープン化</li> </ul>

表3 品質・性能面の支援項目（参考）

大項目	中項目		小項目
建築性能	○居住性	○省エネ	・新省エネ基準の対応
			・次世代省エネ基準に対応
			・IBEC認定の気密住宅
			・IBEC認定のローラー住宅システム
	○居住環境	○省エネ	・遮音性能の向上
			・熱環境の向上
			・換気性能の向上
			・地域性の配慮
	○構造安全性	○省エネ	・床剛性のアップ
			・面材耐力壁の余力強度の向上
・壁・柱直下率による評価			
○防火性	○省エネ	・耐火性能の向上	
○耐久性	○省エネ	・外壁通気工法	
		・防露性能の向上	
		・適切な薬剤処理	
施工	○施工性	・工期短縮	
		・施工性の向上と作業の効率化	
		・施工精度の向上	
		・加工手間の削減	
		・作業床の確保	
		・断熱施工の簡略化	
		・機械使用の減少	
		・資材置き場の減少	
		・現場廃材の減少	
		・下小屋スペースの減少	
資材	○有効利用	・歩留まりの向上	
		・木材使用量の減少	
		・端材の転用	
		・木材の有効利用	
○品質	○有効利用	・部材品質の確保	
		・スケールメリットによるコストダウン	
その他	○その他	・可変性の高い設計	
		・他のシステムとの互換性有り	
		・合理化システム認定取得工法	

(2) 供給体制の整備

(1) の項目を大工・工務店等に支援するために必要な供給体制が整備されていること。

(3) 支援条件の明示

(1) の項目を大工・工務店等に支援するための条件が明示されていること。

(4) 品質・性能の向上

(1) の支援を受けることによって、木造建築の品質及び性能が向上されること。

(5) 生産性の向上

(1) の支援を受けることによって、木造建築の生産性を向上させるものであること。

**付則**

制 定：平成15年8月1日 住木技15第178号

施 行：平成15年8月1日

一部改正：令和5年7月1日 住木認 第79号